

令和7年度福岡県看護補助者 確保支援事業のお知らせ

福岡県では、患者の療養環境の向上を図るため、看護補助者として就労を希望される方を、紹介予定派遣により医療機関に派遣する事業を行っております。

現在、看護補助者の求人を行っている又は検討されている医療機関が、看護補助者として就労を希望している方を、この事業を通じて雇い入れる場合、福岡県が最長6ヶ月間の人件費（残業代や派遣契約外の勤務によるものを除く）を負担します。

派遣期間終了後は、原則、医療機関において看護補助者として直接雇用していただきます。

事業の流れ

（事業実施期間：令和7年5月27日～令和8年3月31日）

1 貴医療機関にて求人の登録

登録方法など、詳細については下記の人材派遣会社へお気軽にお問い合わせください。
※昨年度、求人登録を行った医療機関についても、改めて求人票兼事業申込書をご提出していただく必要があるためご注意ください。

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター
〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目8番41号 福岡朝日会館
TEL：092-733-8293 FAX：092-725-3622
E-mail：kango@ahc-net.co.jp

2 就労希望者の紹介

貴医療機関の求人条件と就労希望者の条件が折り合った方を紹介します。

3 面接

貴医療機関と就労希望者の面接を行います。

4 紹介予定派遣 （最長6ヶ月） スタート

この派遣期間中の人件費を県が負担します。

★紹介予定派遣とは・・・派遣契約終了後に正職員や契約社員など、貴医療機関との直接雇用を前提として、一定期間（最長6ヶ月）派遣スタッフとして就業し、契約終了時に貴医療機関と派遣スタッフの双方の合意により直接雇用へ移行するシステムです。（労働者派遣法第2条第4号）

5 派遣期間終了

⇒ 貴医療機関と派遣スタッフの双方合意により直接雇用